

犀川殖産漁業協同組合 内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・こい・ふな・にじます・やまめ・いわな・しなのゆきます・うぐい・おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
こい・ふな・うぐい・ おいかわ・うなぎ・ やまめ・いわな・ にじます	内共第4号漁業権漁場の区域のうち長 野市大岡乙の大八橋橋台上流端から長 野市信州新町日原東の更級橋橋台下流 端までの犀川本流	周年

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模
しなのゆきます	竿 釣	1人1本
あ ゆ	竿 釣	1人1本
	投 網	網目こま12ミリメートル以上 1人1統
こい・ふな・うぐい・ おいかわ・うなぎ	竿 釣	1人2本以内
	さで網・たも網 投 網	網目こま12ミリメートル以上 1人1統 ただし、いわな・やまめ・にじます漁禁止
	やす・延繩	やす1人1統・延繩10メートル以内 ただし、やすはやまめ・いわな漁禁止
	うけ・箱伏	1人10箇以内
やまめ・いわな・ にじます	竿 釣	1人1本

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならぬ。

ア 魚 種	イ 期 間
しなのゆきます	4月1日から11月30日まで
あ ゆ	6月1日以降組合が漁具・漁法ごとに公表する日から12月31日まで
こい・ふな・うぐい・ おいかわ・うなぎ	周年
いわな・やまめ にじます	2月16日から9月30日まで ただし、10月1日から翌年の2月15日までは犀川本流のみとする

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区間)

第6条 前条の規定による期間内にあっては、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
長野市信州新町水内 水内発電所水内ダムから上流180メートル、下流365メートルにいたる区域	周年

(全長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大きさ
こ い	全長 18センチメートル
しなにゆきます・やまめ・いわな・にじます	全長 15センチメートル
うぐい・ふな	全長 10センチメートル
おいかわ	全長 8センチメートル
うなぎ	全長 30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊漁料
あ ゆ	1 日	1, 500円
	1 年	8, 000円
あゆ以外の魚種	1 日	1, 000円
	1 年	6, 000円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
高校生及び 身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
全魚種	きで網・たも網 投網・四ツ手網 やす・延縄・うけ 箱伏	1年	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 長野市信州新町新町34-8 犀川殖産漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、この組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁者が遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、現場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守について必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

3 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

(違反者に対する処置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可 令和5年12月1日)

附則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。(行政庁の認可 令和6年8月26日)